平成２４年（フ）第１１１号
大分県別府市石垣東６丁目４番20号　ディアス千疋Ｂ棟101号
債務者　粟生　直幸
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西馬　良和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５２号
北海道登別市登別東町５丁目16番２号　コーポエフエヌ愛103号
債務者　小柳　哲也
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　正敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１２号
北海道稚内市声問２丁目12番８号
債務者　吉川　英樹
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古井　健司
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６５号
函館市見晴町２番６号
債務者　稲垣　弘司
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７１号
北海道北斗市市渡21番地の11
債務者　花輪　勝則
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８７号
函館市松陰町８番23号
債務者　石岡　慶次
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４５号
群馬県館林市日向町1023番地の17　須永ハイツ一103
債務者　阿部沙緒里
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２４号
三重県志摩市阿児町浜島1162番地10、住民票上の住所三重県志摩市阿児町鵜方2461番地１いちご館102
債務者　田中　　潤
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
三重県志摩市浜島町浜島2961番地１
債務者　中村　　貴
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
滋賀県米原市坂口131番地28
債務者　小林　正明
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
北海道北見市無加川町421番地44
債務者　中川久美子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
青森県三戸郡五戸町大字倉石石沢字雨原平21番地４　コスモス団地３－Ｅ
債務者　小原由美子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第３７号
青森県上北郡おいらせ町一川目３丁目59番地４
債務者　鈴木　チヨ
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第７５０号
埼玉県三郷市栄３丁目44番地１
債務者　狩野　　恵
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
埼玉県草加市金明町1173番地
債務者　小野澤牧子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目１番12号　メゾンド・アベ201号、旧住所埼玉県春日部市備後西１丁目２番10号　白石荘
債務者　宮尾　常子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
埼玉県八潮市緑町５丁目36番地10　八潮緑町団地１号棟303号室
債務者　鈴木　正恵
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係